

管路事故(配水管への濁水混入)対策マニュアル

平成30年7月

広陵町事業部上下水道施設課

目 次

1.総則

(1)目的	1P
(2)基本方針	1P
(3)用語の定義	1P
(4)対策の実施(各班の用務)	2P

2. 対策手順

(1)勤務時間内編	3P
(2)時間外・休日編	4P

1. 目的

広陵町においては、地震風水害等の自然災害に係る復旧・復興にあたっての基本的な計画として「広陵町地域防災計画」を策定している。

水道施設事故及び水質事故の危機においても、生命維持や生活維持のための水の確保が求められるため、基幹的な水道施設の安全性の確保や重要施設等への給水の確保が重要であり、さらに危機管理についても、迅速に対応できる体制の確保が必要となってくる。

このような事態を想定し、広陵町水道事業(以下「水道事業」という。)における事故に特定した対策マニュアルを策定し、町民への安全で安心な水道水の安定供給を確保することを目的とする。

2. 基本方針

水道事業は、町民に安全な飲料水を供給することを目的とした重要なライフラインを管理運営する事業であることから、多様な危機を未然に防止し、危機発生時に迅速かつ効率的な対応ができる体制及び関係機関や他市町村との連携体制を構築する。

3. 用語の定義

- (1)危機 水道事業における町民の日常生活に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある事故その他の緊急の事態(表1)をいう。
- (2)危機管理 危機への対応及び危機の未然防止を図る一連の活動をいう。
- (3)関係機関 厚生労働省、奈良県、自衛隊、関係機関、公共機関等をいう。

表1 危機の分類

区 分	事 象
施 設 事 故	1 配水幹線事故等による断水、濁水、凍結漏水等事故
	2 水道管の異常を起因とする道路陥没
	3 配水場等の異常事態
水 質 事 故	4 県水の水質異常
	5 配水場における水質異常
	6 配水及び給水における水質異常
そ の 他	7 水道管の施工中及び既施設管理
	8 施設の破壊テロ
	9 渇水時における断水及び節水対策

※ 自然災害等大規模災害においては「広陵町地域防災計画」に基づく「広陵町業務継続計画」に則り対応する。

4. 対策の実施(各班の用務)

対策の実施に当たっては、次に定める各班の役割分担に基づき、必要な対策を実施する。

(1) 復旧・給水班・・・上下水道施設課

- ・事故原因の把握
- ・管路における被害規模の状況把握(応急対策方法の検討)
- ・断水範囲及び時間の把握及び応援の必要性
- ・復旧資材の調達
- ・復旧工事の実施
- ・濁水放水の作業(濁度等水質確認)
- ・復旧見通しの把握
- ・通水の確認
- ・復旧作業の完了確認・報告

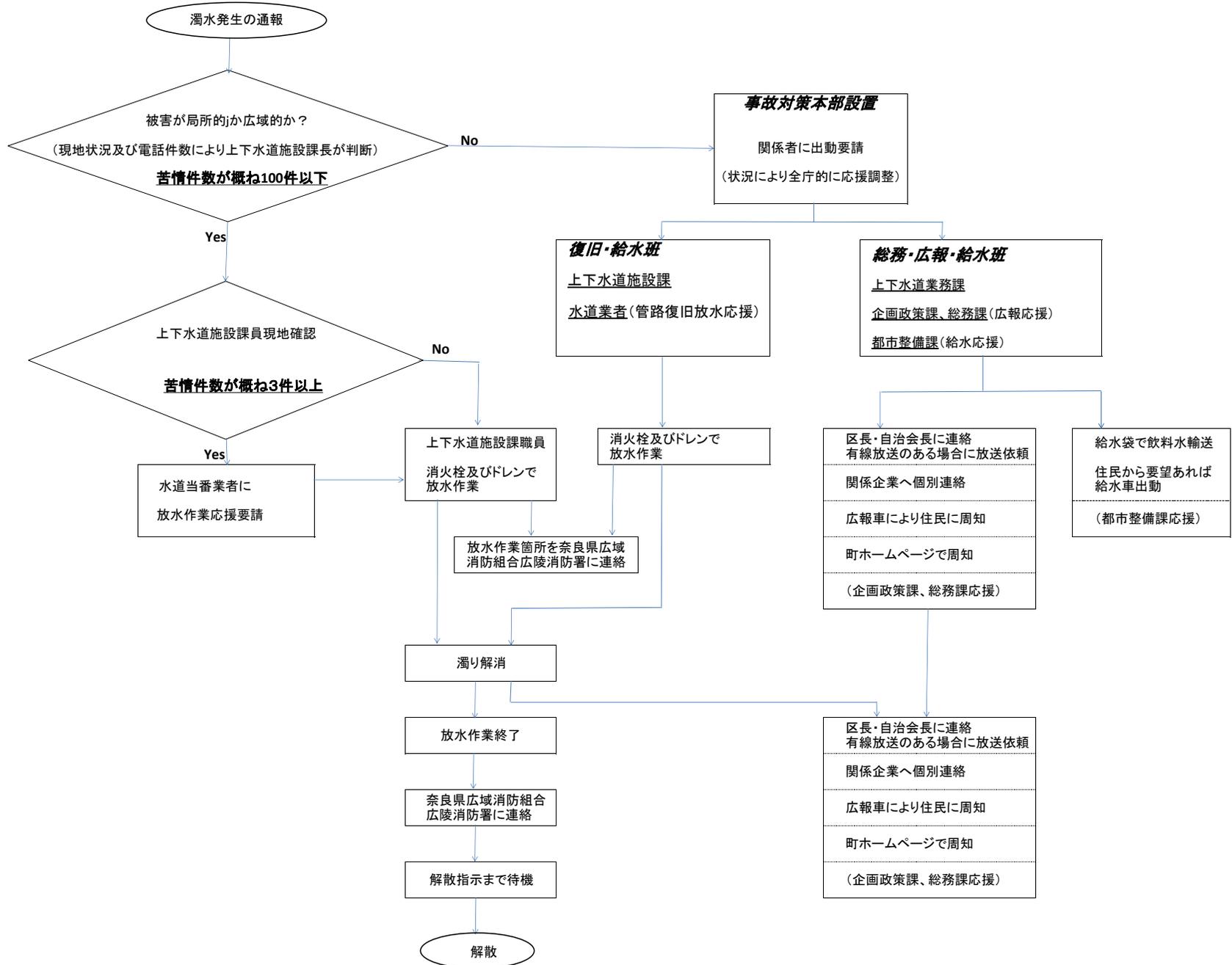
(2) 総務・広報班・給水班・・・上下水道業務課(応援:企画政策課、総務課、都市整備課、状況により全庁体制)

- ・問い合わせの対応(苦情、電話等対応)
- ・住民への広報活動
- ・ホームページの掲載
- ・住民への給水活動(給水車及び給水袋で飲料水輸送)

対策手順

管路の破損事故による場合は、管路の復旧作業を行う。
その後濁水が発生した場合の対応とする

(勤務時間内編)



対策手順

